

基本方針③ 発展的に持続する下水道

基本施策 3-1 健全な事業経営

人口減少などに伴う水需要の減少が続く状況で、更新需要の増大や災害対策などの課題に対応するため、これまで取り組んできた企業債の縮減など、効率的な事業運営を引き続き行うとともに、収入増対策に取り組めます。

さらに、今後はアセットマネジメント※¹の実践により、中長期的な視点から更新費用を平準化することなどで、経営基盤の強化と健全化を図ります。

【成果指標】

指標名	直近値	目標値	指標の説明
企業債の残高	754 億円 (平成 30 年度)	599 億円 (令和 6 年度)	①年度末の企業債の残高 ②企業債の残高が縮減することにより、健全な事業経営が可能となる。 ③各年度末の金額を把握する。 ④平成 30 年度より 155 億円縮減することを目標とする。
純利益	18 億円 (平成 30 年度)	6 億円 (令和 6 年度) <small>※令和 2 年 2 月時点</small>	①下水道使用料等の収入から人件費や維持管理費等の支出を差し引いた数値でプラスが黒字となる。 ②「長期財政収支計画」に基づき目標値を設定。 ※ 毎年度の長期財政計画の見直しにあわせ、目標値の見直しを行う。



※1 事業運営を持続させるため、中長期的視点から財政収支、施設の整備計画に基づき、効率的かつ効果的な施設の整備・更新を行っていくための組織的な一連の管理手法

主な取組み 3-1-1) アセットマネジメントの実践

長崎市の下水道の普及はすでに一定の段階に達しており、今後は老朽化に伴う施設の更新時期を迎えることから、補修や更新費用の増大が見込まれます。

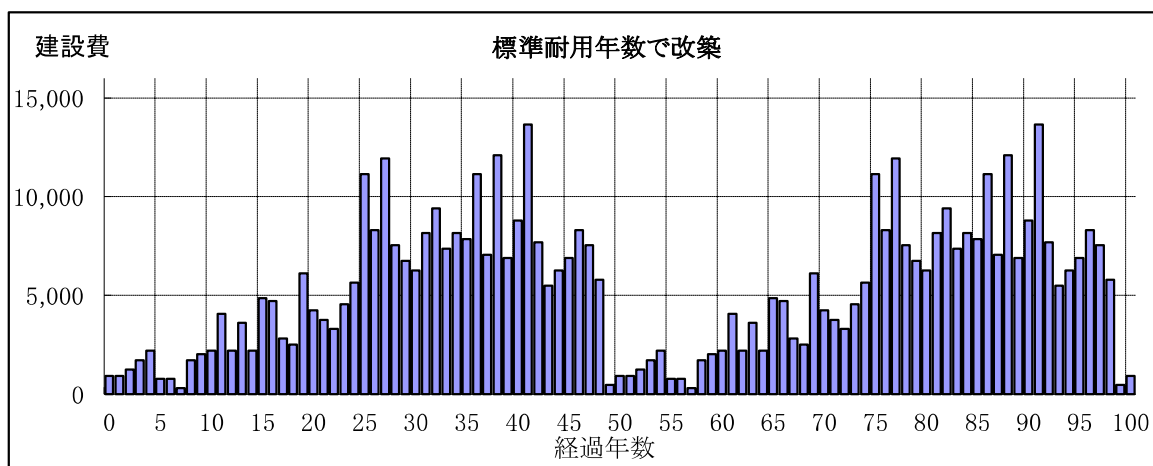
一方、人口減少や節水意識の高まりにより水道使用量が減少し、下水道使用料収入の増加は見込めない状況です。

そのため、将来にわたって良好な下水道サービスを提供し、安定的な事業経営をするために、下水道資産（アセット）を適正に管理（マネジメント）するアセットマネジメントの計画を策定し、実践します。

アセットマネジメントにより、適切な更新時期の設定、更新需要の見極め、財政収支の見通しの検討などを行い、経営の安定化を図ります。

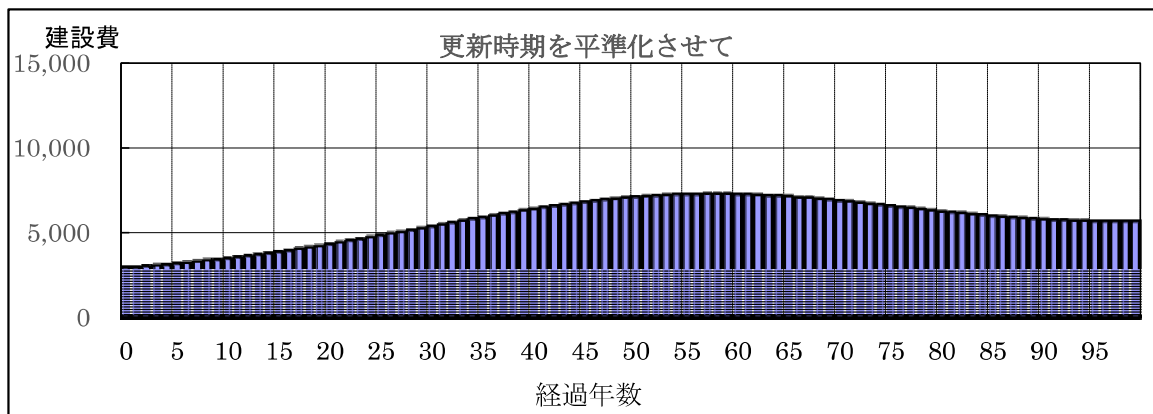
【アセットマネジメントのイメージ図】

※耐用年数の時点で施設を改築すると、更新建設費でばらつきが生じ、安定的な事業経営が難しい。



アセットマネジメントにより

※資産を管理し、時期を適切に調整して改築すると更新建設費が平準化され、安定した事業経営が望める。



主な取組み 3-1-2) 公共下水道・集落排水施設の統廃合

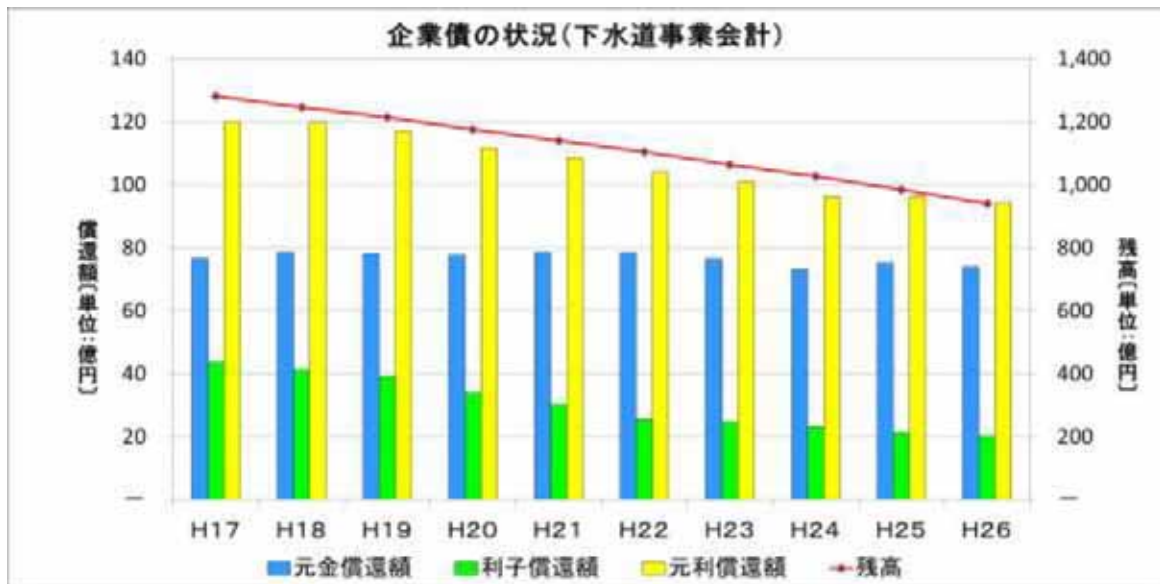
公共下水道事業及び集落排水事業の汚水処理施設は、老朽化が進んでいるため汚水処理施設の統廃合を視野に入れ、より効率的な汚水処理体制を検討します。

具体的な取組みとしては、昭和 36 年に供用を開始した中部下水処理場は、老朽化により改築をする必要がありましたが、改築をするよりも中部処理区に隣接した西部処理区の西部下水処理場で汚水を処理した方が経済的になることから、平成 27 年度末には中部下水処理場の汚水処理機能を一部停止し、西部下水処理場で受入れることとしており、令和 5 年度までに中部下水処理場の機能を完全に停止する予定です。

主な取組み 3-1-3) 企業債残高の縮減

企業債（いわゆる借入金）は、施設の整備、更新に必要な主要な財源ですが、これを返済するときは、30 年など長い期間にわたり元金と利息の支払いが必要になります。

下水道使用料収入の減少傾向が見込まれる中で、依然として多額な企業債の残高を抱えていると、下水道事業の財政にとってその元利償還金は大きな負担となります。そのため、毎年度の借入額を元金の償還額より少なくするなどして企業債残高の縮減を図っていきます。



主な取組み 3-1-4) 収入の確保

人口減少や節水意識などに伴う水需要の減少に連動し、下水道使用料収入も減少することが見込まれることから、既整備地域の水洗化を促進することにより、環境に寄与するとともに、収入増を図ります。

また、再生可能エネルギーの各種制度の動向を見極めた売電などによる収入増対策に取り組めます。

一方、下水道事業は下水道使用料等による収入で運営するため、お客様から適正に下水道料金を納めていただくことで健全な事業運営が可能となります。また、お客様の負担の公平性を保つことができます。

このため、下水道使用料の滞納があった場合には、お客様の状況等を勘案しながら、法的措置の活用など滞納整理を実施することでお客様からの自主的な納付を促してきましたが、今後もこのような取組みを継続して行うことで未収金の縮減に努めます。

主な取組み 3-1-5) 集落排水事業における公営企業会計の適用

集落排水事業の経営状況及び資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るとともに、経営の透明性を向上させるため、公営企業会計の適用に取り組めます。

なお、公営企業会計を適用するにあたり、資産の評価及び施設情報・資産情報システムを構築します。

基本施策 3-2 組織力の強化・向上

これまで、民間委託の拡大や事務処理体制の見直しなどにより、職員数の削減や組織の簡素化に努めてきましたが、引き続き、民間委託の拡大等により職員数の適正化を推進します。

今後、多くの職員の退職が見込まれる中で、これまで培ってきた技術等を継承するとともに、下水道を取り巻く情勢の変化に対応した技術の習得や技術力の向上に努め、組織力の強化を図ります。

指標名	直近値	目標値	指標の説明
職員給与費対営業収益比率	6.0% (平成 30 年度)	6.0% (令和 6 年度)	①職員給与費÷(営業収益－受託工事収益)×100 ②営業収益の減少が見込まれる中、この比率を維持することで料金水準を維持できる。 ③各年度決算期の数値を把握する。 ④現在の料金水準を維持するための最低限の数値である現状維持を目標とする。
業務上必要な資格を取得した職員数	14人 (平成 30 年度)	18人 (令和 6 年度)	①業務上必要な資格を取得する職員を増やすことが、組織力の強化につながる。 ②平成 30 年度実績から 25%増を目標値に設定。

主な取組み 3-2-1) 行財政改革プラン等の着実な実施

次期行財政改革プランにおいて、中核市平均の職員数を上回る技術職の削減を検討するとともに、その他の職種についても事務処理体制の見直しなどを着実に実施し、適正な職員配置に努めます。

また、職員の意識改革による事務処理手順の見直しなど業務の効率化を行うとともに、さらなる経営の効率性を図るために、多様な形態の民間活力の導入を推進します。

さらに、組織体制については、絶え間ない見直しを行うとともに、行政サテライト機能により地域での行政サービスの提供の充実に努めます。

主な取組み 3-2-2) 技術の継承と発展

下水道事業においても水道事業と同様、民間委託により職員数の削減や一定の経済効果が得られたところです。

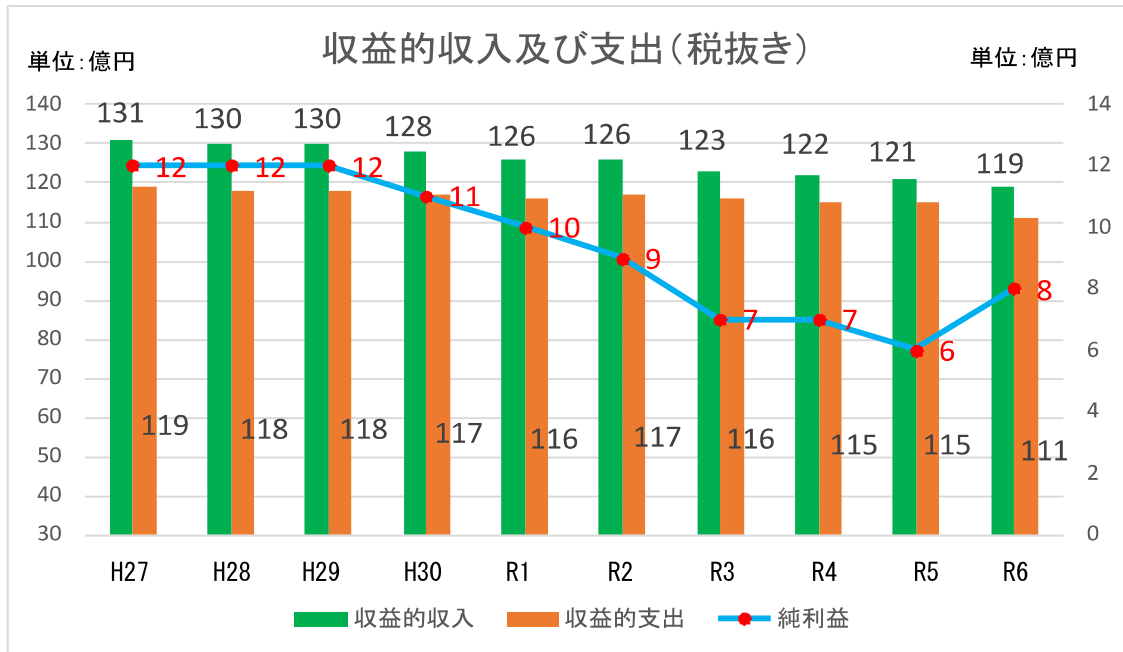
しかしながら、職員数の減少や年齢構成の歪みが生じる中、職員一人ひとりがこのような状況を自覚し、これまで培われてきた技術、経験等を継承していくとともに、事業運営に寄与する研修の受講などにより、公営企業の職員として経営感覚を持った人材の育成や新しい技術の習得を推進するとともに、民間との連携強化や他都市との技術交流により、技術やサービス等の水準を向上させます。

また、将来を見据え、年齢構成に歪みのある職種の新規採用や人事交流などにより歪みを解消し、組織体制を強化します。

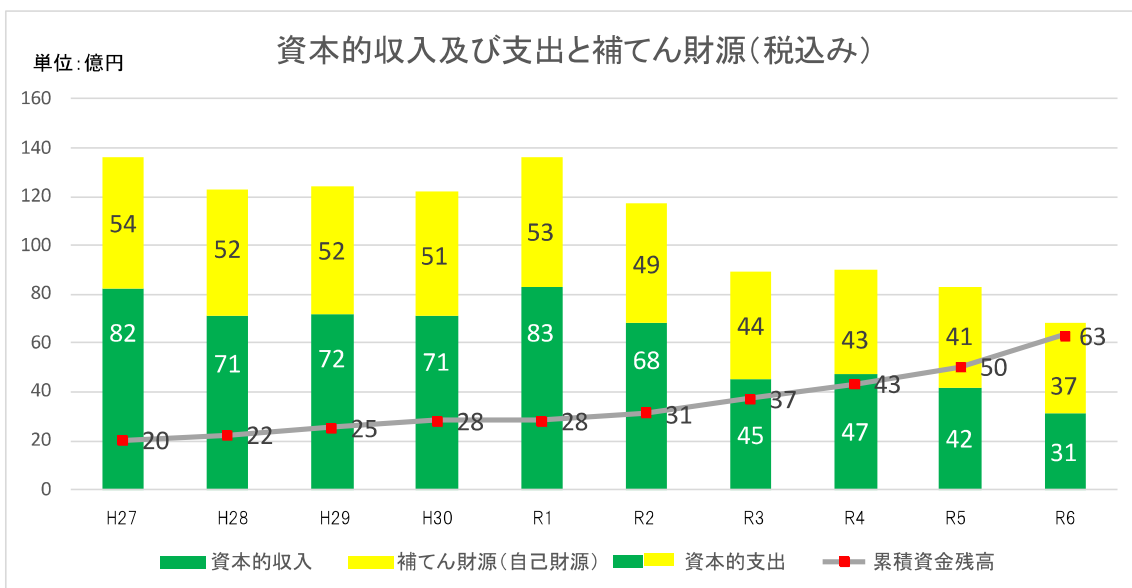


4 財政計画

(1) 収益的收入及び支出



(2) 資本的收入及び支出と補てん財源



計画期間（10年間）で見ると、収益的収入及び支出では、収入の根幹となる下水道使用料（税抜き）が、水需要の減少に連動して、毎年、約4千万円から8千万円の範囲で減少していくものと見込んでいます。また、通常の維持管理費に加え、依然として多額の企業債残高を抱えていることによる利息の支払いも下水道事業の財政にとって重い負担となっています。

この結果、収益的収入から支出を差し引いた純利益は減少していくものの、計画期間中はプラスを維持していく予定です。

資本的収入及び支出では、下水道施設の統廃合や長寿命化対策など計画的に施設の整備・更新を行うとともに企業債を着実に償還し、国庫補助制度の活用などにより資金調達を図っていきます。不足した財源には自己財源（補てん財源）を充てますが、計画的に事業を推進することで累積資金残高は一定額を確保していく予定です。

下水道事業は、この財政計画に基づき、今後の事業経営を行っていきます。

下水道事業の財政計画は、次のような方針のもとに策定しています。（平成26年度から所管している集落排水事業は計画には入っていません。）

【収益的収入及び支出】

（収入）

- ・下水道使用料は、平成26年度決算見込みをベースとし、現行の水準で試算しています。
- ・その他の収益は、平成26年度予算額をベースに試算しています（平成27年度は当該年度当初予算額）。
- ・一般会計からの繰入金は、国の基準や法令に基づき、計上しています。

（支出）

- ・人件費は、平成27年度予算額をベースに試算し、定期昇給の要素などを加味しています。
- ・維持管理費は、おおむね平成26年度予算額をベースに試算しています（平成27年度は当該年度当初予算額）。
- ・支払利息は、1.0%（平成27年度）及び2.0%（平成28年度以降）で計上しています。
- ・減価償却費は、定額法に基づき、資本的支出における建設改良事業の施行状況に応じて計上しています。

【資本的収入及び支出】

（収入）

- ・企業債は、毎年度の企業債借入額は当該年度の元金償還金以下を基本原則とし、所要額を計上しています。
- ・補助金は、国庫補助制度などに基づき、所要額を計上しています。
- ・一般会計からの繰入金は、国の基準や法令に基づき、計上しています。

（支出）

- ・建設改良費は、下水道全体計画などに基づき、事業費を計上しています。

長崎市上下水道事業マスタープラン 2015

編集・発行 長崎市上下水道局

〒850-8563 長崎市桜町6番3号

電話 095-829-1203

FAX 095-829-1205

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/index.html>

(H27.12)

